



みどり
水土里ネット

No.42

広報はとまがわ

H27. 4. 1 現在

地区面積 55,940,384㎡

組合員数 3,500名



南方揚水機場1号主ポンプ(用排兼用)整備補修

平成26年度国営施設応急対策事業

国が造成した基幹的水利施設を対象に、突発事故等の不測の事態に対する、施設の機能保全に資する補修・補強等の整備を国営土地改良事業として実施。

H27. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成27年 通常総代会開催

提出16議案 全件可決

去る三月十日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成二十七年通常総代会が、総代総数七十九名中七十八名の出席を得て開催されました。

まず、千葉理事長が「平成二十七年通常総代会を招集したところ、強風の中また公私ともにご多忙のところ総代の皆様には多数のご出席を賜り、盛会に開会されますこと衷心よりお礼申し上げます。また、常日頃より皆様方には土地改良区の業務運営、事業推進にあたりまして特段のご協力ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨年の米価の下落、TPPについては最終局面にさしかかっているとの報道、更には六十年ぶりとなる農協法の改正等農家を取り巻く情勢では、特に水田利用型農業が益々厳しさを増すといった状況下にあります。

土地改良区の運営においても同様であり、電力料金の値上げをはじめ維持管理費が増大となる中、賦課金においては値上げとならないよう創意工夫をもって対応してまいりますので、総代皆様の一層のご協力をお

願い申し上げます。

最後に、本総代会に提案の議案につきましては、慎重審議のうえ原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。その後、議長に遠藤正典総代（迫町）が選出され、平成二十七年予算を主とした十六件の提出議案が慎重審議のうえ原案のとおり可決され、午前十一時三十五分開会しました。



挨拶を述べる千葉理事長

議決事項

▼第一号議案 平成二十六年一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第一回）に係る承認について

▼第二号議案 平成二十六年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第一回）に係る承認について

▼第三号議案 平成二十六年一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第二回）に係る承認について

▼第四号議案 平成二十六年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第二回）に係る承認について

▼第五号議案 平成二十六年一般会計歳入歳出補正予算議決について

▼第六号議案 平成二十六年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

▼第七号議案 経営安定対策基盤整備緊急支援計画（担い手育成支援事業）の承認について

▼第八号議案 平成二十六年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出補正予算議決について

▼第九号議案 予算外負担契約の締結について

▼第十号議案 平成二十七年一般会計歳入歳出予算議決について

▼第十一号議案 平成二十七年特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について

▼第十二号議案 平成二十七年特別会計（蕪栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について

▼第十三号議案 平成二十七年農地転用決済金の徴収額決定について

▼第十四号議案 平成二十七年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

▼第十五号議案 平成二十七年特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について



総代会採決風景

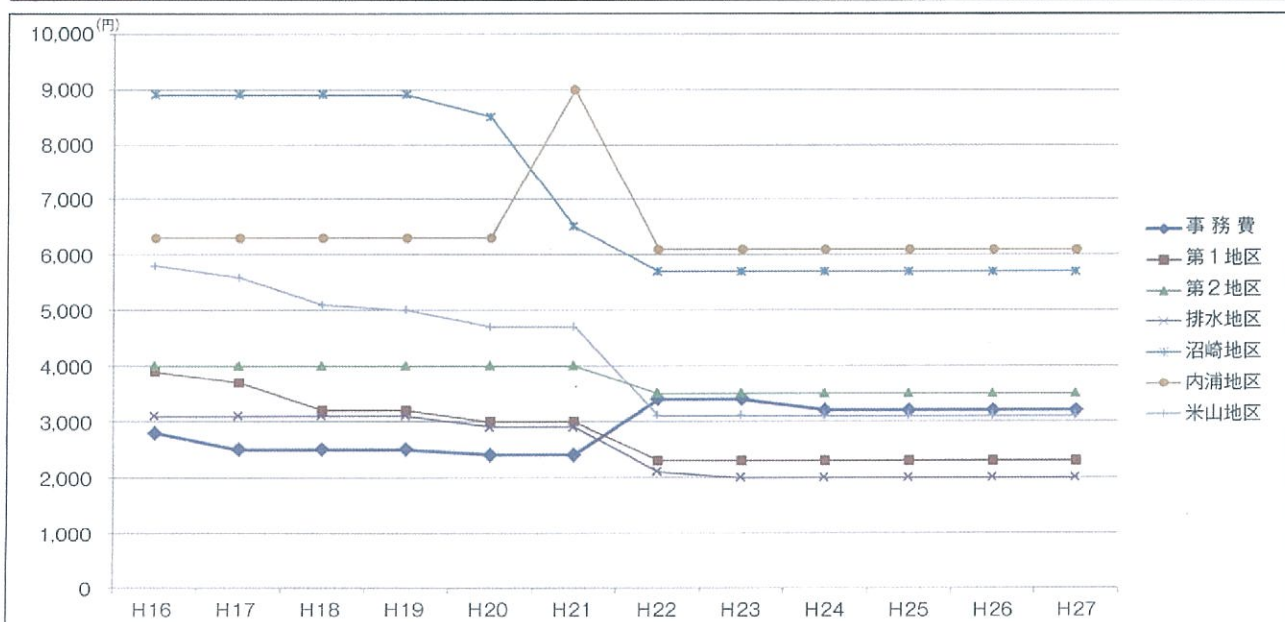


議長に選任された遠藤総代

▼第十六号議案 平成二十七年賦課金及び用水使用料の徴収について

地区別土地改良区賦課金推移

地区名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事務費	2,800	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	3,400	3,400	3,200	3,200	3,200	3,200
第1地区	3,900	3,700	3,200	3,200	3,000	3,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
第2地区	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
排水地区	3,100	3,100	3,100	3,100	2,900	2,900	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
沼崎地区	8,900	8,900	8,900	8,900	8,500	6,500	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内浦地区	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	9,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
米山地区	5,800	5,600	5,100	5,000	4,700	4,700	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

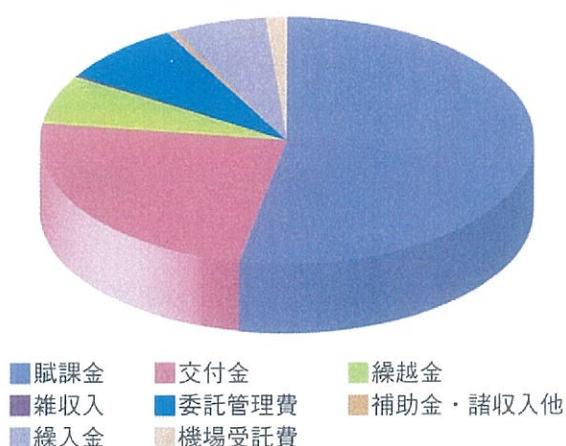


平成27年度 一般会計予算

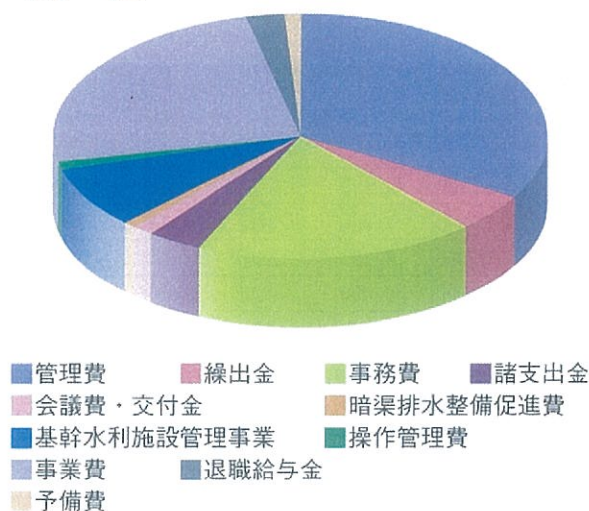
予算額 821,822,000円

項 目	予 算 額
賦 課 金	437,809,400
交 付 金	198,500,000
繰 越 金	50,900,000
雑 収 入	2,841,600
委 託 管 理 費	67,317,000
補 助 金 ・ 諸 収 入 他	3,318,000
繰 入 金	50,720,000
機 場 受 託 費	10,416,000

歳 入



歳 出



項 目	予 算 額
管 理 費	275,077,865
繰 出 金	41,030,900
事 務 費	149,849,000
諸 支 出 金	30,140,000
会 議 費 ・ 交 付 金	12,743,500
暗渠排水整備促進費	6,000,000
基幹水利施設管理事業	65,720,000
操 作 管 理 費	10,416,000
事 業 費	202,700,000
退 職 給 与 金	21,100,000
予 備 費	7,044,735

平成27年度特別会計予算

◎ 県営・県ぼ事業償還金	41,000,000円
◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金	98,120,000円
◎ 農地転用決済金積立金	31,439,000円
◎ 財政調整積立金	545,220,000円
◎ 職員退職給与積立金	169,460,000円
◎ 担い手育成支援事業	2,070,000円

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◆ 機場の運転について

▼ 用水開始に伴う点検揚水について

- ① 4月23日（木） 午前9時から4時間程度（山吉田揚水機場）
- ② 4月23日（木） 午後1時から2時間程度（西館揚水機場）
- ③ 4月24日（金） 午前9時から4時間程度（米山揚水機場・南方揚水機場）

▼ 本 田 揚 水

4月28日の午前6時から運転を開始し、8月31日まで昼夜運転で本田揚水を行います。ただし、長沼ダム関連揚水の開始については5月1日からとします。

なお、揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

※用水不便の解消を図るため水路管理者を配置して各担当区域（路線）を巡視し用水量の効果的調整を行います。それでも困難な路線については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整について

排水運転は、気象情報と降雨量や河川・排水路等の出水状況を把握し、事前に排水機の運転を開始して冠水被害の未然防止に努めます。また、非常時の運転に備え常に点検整備を行います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛け、電力需給対策を踏まえた効果的節電を図るため、6月より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

○揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

『米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 穴山機場』

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

（水稻の生育状況、天候、地域の実情等により変更する場合があります。）

◆ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線用排水路については部落請負、行政区毎に部落連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

節水に心掛け、限りある水資源を大切に使用しましょう！

平成27年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	平成27年 5月15日	平成27年 6月 1日	40%
第 2 期	平成27年10月 1日	平成27年10月15日	30%
第 3 期	平成27年11月15日	平成27年11月30日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

★暗渠排水整備促進事業事務費は、第3期一括徴収とする。(完納奨励金は対象外とする。)

2) 用水使用料

平成27年10月1日発布、平成27年10月15日(第2期)の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

暗渠排水整備促進事業事務費、用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金				県 ぼ 第 1 0 地 区		330	△ 870
事 務 費	田	3,200		県 ぼ 第 4 地 区		0	△ 150
	畑	1,600		県 ぼ 第 6 地 区		2,600	△ 800
第 1 地 区		2,300		県 ぼ 第 1 1 地 区		3,600	△ 800
第 2 地 区		3,500		県 ぼ 第 1 3 地 区		0	△ 110
排 水 地 区	1 / 2	2,000		長沼 地区	町 新 田 区	3,400	△ 700
		1,000			地 糧 区	2,600	△ 500
沼 崎	沼 崎	5,700		野 谷 地 地 区		3,100	
	大 平 前	2,000		城 内 地 地 区		1,400	△ 100
内 浦 地 区		6,100		北 浦 地 地 区		3,700	△ 1,500
米 山 地 区		3,100		添 沼 地 地 区		4,800	
★ 暗渠排水整備促進事業事務費		6,000		平 貝 地 地 区		5,800	
特別会計賦課金				泊 南部 地区	泥 内 区	6,900	△ 400
県 ぼ 第 1 地区	千 貫 分 区 千 貫 区	0	△ 380		土 手 ノ 内 区	4,100	
	畑 岡 分 区	0	△ 100		茂 伝 治 区	3,200	△ 100
	一 の 曲 分 区	5,400	△ 400				

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,200	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 区	4,270
第 1 地 区	1,150	排 水 地 区	1,000	米 山 地 区	1,395

諸変更手続きは速やかにお願ひします!

組合員資格得喪届出を

1 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

2 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき、または住所を変更したとき。

3 農業者年金を受給される時

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

4 農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

5 開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

6 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。



平成27年度農地転用決済金

地 区 名		10a当たり決済金	地 区 名		10a当たり決済金
第 1 地 区		28,663円	長 沼 地 区	町 新 田 区	10,625円
第 2 地 区		43,617円		地 糧 区	7,861円
排 水 地 区		24,924円	北 浦 地 区		12,222円
沼 崎 地 区	沼 崎	71,034円	迫 南 部 地 区	泥 内 区	26,717円
	大 平 前	24,924円		土 手 の 内 区	19,660円
内 浦 地 区		76,019円		茂 伝 治 区	13,868円
米 山 地 区		38,632円	野 谷 地 地 区		15,695円
平 貝 地 区		34,239円	城 内 地 区		12,697円
添 沼 地 区		11,843円	平 準 化 事 業	一 の 曲 分 区	17,371円
県 ぼ 第 1 1 地 区		240円		第 6 地 区	4,046円
				第 1 1 地 区	9,184円

平成二十六年度 理事会開催状況報告

平成二十六年

第二回理事会議案

平成二十六年六月二日

第一号議案 役員選挙の執行について

第二号議案 役員・総代の任期満了に伴う記念品について

第三号議案 総代会提出議案について

第四号議案 総代会開催日時及び場所について

第五号議案 区費納入奨励金の交付取扱方について

第六号議案 賦課金等の徴収金に係る過怠金の減免について

第七号議案 揚水機場管理人宿舍への入居申請について

第四回理事会議案

平成二十六年七月一日

報告一号 南方揚水機場ポンプ故障発生について

第一号議案 各種委員の選任について

第二号議案 賦課徴収担当理事の選任について

第三号議案 平成二十五年度各種会計の予算執行状況報告について

第四号議案 農業基盤整備促進事業「南方工区」暗渠排水事業施行について

第五号議案 役員研修について

第五回理事会議案

平成二十六年七月二十四日

第一号議案 平成二十五年度事業報告の承認について

第二号議案 平成二十五年度財産目録の承認について

第三号議案 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算承認について

第四号議案 平成二十五年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出決算承認について

第五号議案 平成二十五年度特別会計（燕栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出決算承認について

第六号議案 平成二十五年度特別会計（燕栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出決算承認について

第六号議案 平成二十五年度特別会計（燕栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出決算承認について



計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出決算承認について

第七号議案 平成二十五年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出決算承認について

第八号議案 予算外負担契約の締結について

第九号議案 土地改良施設機能診断事業実施計画の承認について

第十号議案 平成二十六年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

第十一号議案 平成二十六年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について

第十二号議案 平成二十六年度特別会計（燕栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出補正予算議決について

第十三号議案 平成二十六年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

第十四号議案 総代会提出議案について

第十五号議案 総代会開催日時及び場所について

第六回理事会議案

平成二十六年八月二十一日

第一号議案 平成二十七年職員採用について

第七回理事会議案

平成二十六年九月二十四日

第一号議案 土地改良施設機能診断事業「第4旧迫川地区」施行について

第二号議案 農業基盤整備促進事業「迫川沿岸（4）地区」施行について

第八回理事会議案

平成二十六年十一月二十一日

第一号議案 平成二十六年一般會計歳入歳出補正予算の専決処分について

第二号議案 平成二十六年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の専決処分について

第三号議案 土地改良施設維持管理適正化事業「第三十六期生・第三十八期生」施行について

第四号議案 地区内畑の取扱（除斥）について

第五号議案 経営安定対策基盤整備緊急支援計画の認定申請について

第九回理事会議案 平成二十六年十二月十八日

報告一号 定年退職者の再雇用について

第一号議案 迫川沿岸土地改良区職員給与規程の一部改正について

平成二十七年

第一回理事会議案 平成二十七年一月十六日

第一号議案 平成二十六年一般會計歳入歳出補正予算の専決処分について

第二号議案 平成二十六年特別会

計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の専決処分について

第二回理事会議案 平成二十七年二月二十日

第一号議案 平成二十六年一般會計歳入歳出補正予算議決について

第二号議案 平成二十六年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

第三号議案 平成二十六年特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出補正予算議決について

第四号議案 予算外負担契約の締結について

第五号議案 平成二十七年一般會計歳入歳出予算議決について

第六号議案 平成二十七年特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について

第七号議案 平成二十七年特別会計（燕栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について

第八号議案 平成二十七年農地転用決済金の徴収額決定について

第九号議案 平成二十七年特別会計（職員退職給与・財政調整・農

地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

第十号議案 平成二十七年特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について

第十一号議案 平成二十七年賦課金及び用水使用料の徴収について

第十二号議案 平成二十七年排水の管理について

第十三号議案 総代・役員協議会開催について

第十四号議案 総代会提出議案について

第十五号議案 総代会開催日時及び場所について

第二回理事会議案 平成二十七年二月十七日

第一号議案 迫川沿岸土地改良区職員の職の設置並びに職務の等級等に関する規則について

第二号議案 迫川沿岸土地改良区職員給与規程の一部改正について

第三号議案 迫川沿岸土地改良区職員退職給与金及び死亡給与金支給規程の一部改正について

第四号議案 迫川沿岸土地改良区嘱託職員取扱規程の一部改正について

第五号議案 平成二十七年本土

改良区余裕金の預入先について

第六号議案 財政調整積立金の一時繰替え運用について

第七号議案 平成二十七年項及び説明種目相互間の予算流用について



平成二十六年
理事会開催回数
報告事項
審議案件
全議案原案可決
十回
六十一件

平成二十六年 度

賦課金徴収理事協議会開催状況報告

【協議会実施要綱】

第一条 目的

賦課金を効率的かつ効果的な収納率の向上を図り、事業遂行に必要な経済的基礎の確保と負担の公平性の維持向上を目的とする。

第二条 構成

各地域理事 五名

第四条 職務

- (一) 徴収対策の策定推進に関すること
- (二) 収入未済賦課金等の徴収に関すること
- (三) 内部組織と関係機関との調整を図ること
- (四) その他協議会が必要と認める事項に関すること

○ 第一回協議会

平成二十六年七月二十四日

○ 第二回協議会

平成二十六年八月二十一日

○ 第三回協議会

平成二十六年十二月十八日

○ 第四回協議会

平成二十七年 二月二十日



平成二十六年 度一般会計及び特別会計（県営・県有事業）償還金に係る賦課金が百パーセントの徴収率となり、三月三十日をもって部落納入組合（一〇二組織）へ完納奨励金交付が完了しました。
組合員皆様方の御理解と御協力の賜と心から御礼申し上げます。

水路敷きへの植栽実施

平成27年3月28日（土）、平成26年夏に壁画を行った団体に呼びかけ、穴山幹線用水路敷地（幅85cm×延長38m）に景観植物「シバザクラ」を植栽しました。

参加団体：米山町八軒小路子供会
米山町六軒屋敷子供会
南方小学校4年生
米山Jrバスケットボールクラブ

参加者数：子ども43名、大人23名

植栽指導：土地改良区職員8名



施設管理協定が締結されました

昨年度より「地域と連携した農業水利施設の多面的機能の効率的発揮と地域防災の強化」を掲げ、施設管理協定を進めており、今回は平成26年11月28日に迫町内の自主防災組織を対象に防災活動等における支援協力協定説明会を開催したところ、トップを切って新田駅前区自主防災互助会が協定に合意され、平成27年3月6日当土地改良区理事長室において、迫川沿岸地区管理体制整備推進協議会会長の立ち会いの下、調印式が執り行われました。





最近、混住化の進展に伴い農業用排水施設における水難事故が多発し、新聞、テレビ等で報道されるたび他人事とは思われず大変心の痛む思いであります。

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土地区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし、水路で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。



人事往来

◎部落連絡委員

- 佐々木 豊彦 (新町二)
- 佐藤 幸市 (泥内)
- 佐竹 幸志 (町通り)

◎職員の部

○平成二十七年三月三十一日付退職

- 田中 淳 (総務課長)
 - 渥美 光行 (会計課長)
 - 渡部 泰彦 (事業課長)
- 三人は、合併以前の土地改良区に奉職以来土地改良事業推進と運営健全化並びに後進育成に尽力されました。
- 長い間大変御苦労様でした。

○平成二十七年四月一日付

- 総務課長 菅原 久 (事業課参事)
- 会計課長 佐藤 正宏 (事業課参事兼事業係長)
- 事業課長 千葉 悦朗 (会計課参事)
- 会計課参事 菅原 力 (会計課会計係長)

・事業課参事

加納 裕史

(事業課参事兼第一維持係長)

・総務課参事兼庶務兼管財係長

安倍 良則

・事業課参事兼機場係長

山口 末男

・会計課会計係長

佐藤 紀代美

・事業課事業係長

三浦 昭彦

・事業課第一維持係長

菅間 英樹

・事業課第二維持係長

門馬 利幸

・事業課第一維持係技術主査

佐々木 友隆

・事業課第一維持係技師

及川 紫音

・総務課庶務係主事補

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・事業課第一維持係技師

(会計課会計係主事補)

・会計課主査

渥美 光行

・事業課技術主査

田中 淳

・事業課技術主査

渡部 泰彦

《新規採用》

・事業課第一維持係技師補

今野 翔太 (津山町)



社会人として、地域のために貢献することができるよう、一生懸命頑張っていきたいと思っております。皆様よろしくお願い致します。

賦課金の

完納にご協力を!

平成二十七年度賦課金

第一期 六月 一日限り

第二期 十月 十五日限り

第三期 十一月 三十日限り